

令和4年度 生徒指導規程

尾道市立高西中学校

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、尾道市立高西中学校教育目標「志高く 未来を拓く 高西中教育～自立・協働・創造～」を達成するために制定するものである。
- 2 特に「自己指導能力」の育成に向け、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

(重点目標)

- 第2条 高西中学校教育のめざす生徒像は、次に示す生活目標が基盤となり達成できることを確認し、重点的に取り組む。
- (1) 意欲的に学び、考え、行動する生徒
 - (2) 思いやりの心を持って行動することができる生徒
 - (3) 志を抱き、健康で挫けない生徒

第2章 学校生活に関すること

(生活のきまり)

第3条 生活のきまりは、次の12項目とする。

【知】

- ・目標を持って自ら学び、自ら考え、根気強く実行する。
- ・ことばで考え、ことばで表現する。
- ・豊かな創造力を発揮する。
- ・仲間と共に切磋琢磨する。

【徳】

- ・心豊かで思いやりがあり、関わり合う。
- ・返事ができる、あいさつができる、リーダーシップがとれる、協力できる等社会性を身につける。
- ・きまりを守る。
- ・掃除に励む。

【体】

- ・心身ともに健康な粘り強さを身につける。
- ・何事にも積極的に取り組む。
- ・自ら体力向上に取り組む。
- ・望ましい食習慣を身につける。

(登下校等)

- 第4条 登下校等については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをする。
- (1) 登校時刻は8時25分とし、次に示す時刻を完全下校とする。
 - ・2月1日から市秋季大会終了まで 17時30分
 - ・市秋季大会終了から1月31日まで 17時00分
 - (2) 登下校は、危険な場所や禁止された場所を避けて、交通ルールやマナーを守って交通安全に気をつける。
 - (3) 欠席や遅刻の連絡は、8時20分までに原則として保護者が行う。また、早退は、必ず担任の許可を得る。
 - (4) 遅刻した時は、職員室に登校の報告をして教室に行く。
 - (5) 登校したら校外には出ない。特別な理由がある場合には、職員室に連絡して許可を得る。
 - (6) 自転車通学は、許可を受けたものに限る。自転車通学規定については、別途「第3章 校外での生活に関すること」で定める。
 - (7) 登下校中は、買い食いや寄り道をしない。

(身なり：服装)

- 第5条 校内外の学習活動及び登下校(休業日を含む)の際は、学校が定める制服を正しく着用する。ただし、部活動終了後、下校時は体操服でも良い。
- ・男子の制服は、日被蓮のマークのついた標準型とする。
 - ・女子の制服は、紺のサージのセーラー服。襟と袖に3本の白線とする。
- (1) 休日や忘れ物等を取りに来る場合も制服または、体操服を必ず着用する。
 - (2) 男子のズボンの裾は、床に着かない。ベルトを必ず着用し、色は黒色及び紺色で、幅は2.5cm～3.5cm、飾り付きは禁止とする。
 - (3) 女子のスカート丈は、膝頭が隠れること。床に膝を立てて座り、スカートの裾が床につ

く長さを超えること。

- (4) 男子は、制服の下に、白色のカッターシャツを着用すること。

また、夏季（6月1日～9月30日）は、上着を脱ぎ、半袖の白のカッターシャツ又は半袖の開襟シャツとする。ただし、アレルギー性皮膚炎等の身体の状態がある場合は、担任に相談し、長袖の着用を認める。

- (5) 女子は、夏季（6月1日～9月30日）は、半袖白色セーラー服（襟は無地、紺の3本線）とする。
- (6) 下着は必ず着用する。上半身の下着は、無地の白色またはベージュ色とし、Tシャツを下着として着用するときは、白色のものとする。また、柄、プリントシャツ、ハイネックシャツ等の着用は禁止とする。但し、ワンポイントは可とする。
- (7) 靴下は白色とし、床から10cm以上長いものとする。ワンポイントの図柄は認める。但し、厳寒期はベージュ色のタイツ及びストッキングを着用してもよい。ただし、体育実技の授業の際は脱ぐこと。
- (8) 名札の着用は、所定の場所に取り付け、忘れた場合には職員室で仮名札をもらい、所定の場所に付ける。また、紛失した場合には、職員室で注文する。名札は、3年間使用するものを令和3年度から使用する。
- (9) 冬季防寒用として、次のものを認める。
- ①セーター、カーディガン、ベスト
 - ・着用は制服の下のみを認める。
 - ・フード付きは禁止とする。
 - ・色は派手でなく（黒・紺）、無地のものに限る。
 - ・上着を脱いでセーター・カーディガン・ベストでの行動は認めない。
 - ・制服からはみ出さないようにする。
 - ②手袋、マフラー、ネックウォーマー
 - ・登下校時のみとし、靴箱で脱着し、校舎内の着用は認めない。
 - ・色は派手でなく、無地のものに限る。
 - ③防寒着（ウインドブレーカー）
 - ・冬季登下校時、学校指定の防寒着を着用してもよい。学校指定のものに限る。（3年生は部活動指定のものも可とする。）
 - ・校舎内では、着用しない。但し、コロナウイルス等感染症予防対策で、室内の換気を

するため、室温が上がらない時期は、室内での着用を認める。（学校が指定した期間）

- ④膝掛け等の防寒具の持参は禁止とする。
- ⑤教室内等で、座布団を使用する場合は、無地で華美でないものとし、担任の先生の許可を得て使用すること。
- (8) 学校指定の靴は、白色の紐つき布製または、ビニール製（ラインも白色）とし、授業時に動きやすいものとする。部活動等で使用する靴の登下校時の使用は禁止とする。上履きは、白色を基調とした学校指定の屋内用シューズとする。体育館では、本校指定の体育館シューズを使用する。
- (9) 体操服については、本校指定の体操服を着用し、半袖体操服を着用する場合は、シャツをズボンの中に入れる。

（身なり：髪型等）

第6条 常に中学生らしい清潔な髪型を心がける。

- (1) 前髪が眉毛を超えないようにする。
- (2) 男子は、耳にかからない。また、女子は肩にかからないようにすること。肩にかかる時は結ぶこと。但し、一つに結ぶときは、正面から見えない高さに結ぶこと。パッチン止めは、不可。輪ゴム、ヘアピンの色は黒とし、不必要に付けない。前髪をだけを正面であげ、ピンで留めたり、ゴムでくくったりしない。前髪をピンで留める場合は、横で止める。
- (3) 染色・脱色さらに特異な髪型（モヒカン・パンク・ツープロック・パーマ・ストレートパーマ・アイロン・剃り込み等）については禁止とする。
 - ・整髪料の使用は禁止とする。

（身なり：化粧・装飾・装身具等）

第7条 次のことを禁止とする。

- (1) 口紅（色つきのリップクリームを含む）、マスカラ、アイプチ等の化粧類の使用
- (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、ミサンガ、サングラス、カラーコンタクト等の装身具
- (4) 眉毛の剃り落とし、睫毛の加工
- (5) 香水類の使用

(6) 香り付き制汗剤の使用

(所持品 : 鞆)

第8条 学校指定の鞆, サブ鞆の2種類のみとする。

- (1) 校外での活動, 各種大会でも同様である。
- (2) 学校指定の鞆, サブ鞆への装飾品は禁止とする。

第9条 学校生活に不必要なもの(ジュース・お菓子類, 危険なもの, ゲーム類等)の学校への持ち込みは禁止とする。

- 2 不必要なお金は持ってこない。持ってきた場合は, 朝必ず担任に預ける。
- 3 所持品は大切にし, 記名をする。

第10条 携帯電話等の情報通信機器の学校への持ち込み, 校内外の教育活動, 登下校時の使用については, 「第6章特別な指導に関する事(携帯電話に関する事・電子メディア・SNS等に関する事)」で別途定める。

第11条 第2章第3条から第9条の内容に違反があった場合には, 必要に応じて「第6章特別な指導に関する事」に示す指導を行う。また, 不要物については, 各学期の懇談時に保護者に返却する。

(部活動)

第12条 部活動に関する規程は, 「部活動規程」にも示すものとする。

第13条 生徒全員が部活動に所属するものとする。

第14条 部活動の種類は, 次の通りとする。

- (1) 運動系 : 軟式野球 卓球 (男・女) 陸上競技
ソフトテニス (男・女) バレーボール (女)
バスケットボール (男・女) サッカー
- (2) 文化系 : 美術 吹奏楽 家庭科 技術
- (3) 期間限定 : 駅伝 ボランティア

第15条 活動にあたっては, 次の事を厳守する。

- (1) 第4条(1)に定めた下校時間を守って活動する。
- (2) 早朝練習については, 顧問が事前に学校長の許可を得て行う。開始時間は, 7時30分以降とする。鍵の貸し出しは7時20分とする。
- (3) 練習試合等は, 顧問が学校長の許可を得て行うことができる。

(4) 練習試合や大会に参加する場合は, 保護者に事前に連絡をする。

(5) 大会参加の際は, 主催者が定めるマナー等に関わる注意事項を遵守する。

(6) 水筒にお茶を入れて持参し, 健康管理をする。ペットボトルを持参する場合は, タオルや専用ケースで覆い, 各家庭へと責任をもって持ち帰る。

(7) 長期休業中及び土曜日, 日曜日, 祝祭日等の部活動においては, 熱中症等の予防のため, 顧問の指示によりスポーツドリンクの持参を認める。

第16条 部活動数の増加は認めない。募集停止及び廃部の要件については, 必要に応じて「部活動のあり方検討委員会」を適宜開催し, 検討する。

(授業・昼食・清掃)

第17条 授業のきまりは, 高西ナビ「第2章学習の内容」を守り, 授業を大切にす。

第18条 昼食は班机を基本し, 必ず自分の席で食べる。また, 昼食時の合掌は, 全員がそろった状態で行い, 昼食後の合掌が終わるまでは教室内に待機しておく。

(13時00分まで教室に待機する)

菓子やジュース・ゼリー・ヨーグルトなどは持参しない。

※新型コロナウイルス等感染症予防対策が必要な場合は, スクール形式で食す。

第19条 清掃時間の開始時には, 掃除集合場所に行き, 10分間精一杯掃除をする。また, 清掃時間終了後も集合場所に集まり, 掃除の反省等を行った後にホームルームへ移行する。

(安全と衛生)

第20条 毎日規則正しい生活を送り, 安全と健康管理に努め, 健全な身体をつくる。

- 2 保健室は静かに利用し, 無用の出入りをしない。また, 利用の仕方については, 別紙「保健室の利用について」を守ること。
- 3 校舎内は走らない。
- 4 緊急の災害があったときには, 避難要領に従い, 安全に行動する。

(その他校内での生活)

第21条 学校は社会の縮図であることを自覚し、礼儀正しい生活を送る。

2 礼儀について次のことに気をつける。

- (1) 丁寧な言葉遣いを心がけ、自らの言動に責任をもつこと。
- (2) 地域の人や来校者には元気よく挨拶をする。
- (3) 授業や諸活動の始めと終わりには、きちんと挨拶をする。
- (4) 先輩・後輩は協力しながらも、お互いを尊敬する心を持って接する。
- (5) 問題の解決は、話し合いによって公正かつ民主的に行う。
- (6) 男女の交際は、お互いの人格を尊重し、エチケットを守って爽やかに行う。

3 校舎内の諸活動について次のことを守る。

- (1) 公共物を大切にす。もし、破損した場合すぐに先生に申し出る。
- (2) 通学靴と上履きシューズを混用しないとともに、体育館では体育館シューズを使用し、校舎内では、学校指定の上靴を使用すること。
- (3) 体育館や教室を利用した後は、後始末や戸締りをする。
- (4) 学校の備品を利用するときは、先生の許可を受けて使用し、大切に扱う。保健室や理科室の備品類には絶対触わない。
- (5) 生徒だけの特別教室の使用は、原則として認めない。必要な場合は、先生の許可をとること。

第3章 校外での生活に関すること

(家庭・地域での過ごし方)

第22条 家庭での生活は、生活リズムを整えるとともに、自主的な家庭学習を行う。

第23条 家族の一員として家庭内の役割分担を積極的に行う。

第24条 地域の方への感謝の気持ちを忘れず、積極的な挨拶を実践する。

第25条 郷土への感謝の気持ちを忘れず、積極的な地域諸活動への参加をする。

第26条 外出は保護者の許可を得て帰宅時間を守る。

第27条 保護者同伴でない場合は、外泊は禁止とする。

第28条 各種イベント、祭り等への参加は、自らの行動に責任を持ち、金銭等のトラブルに巻

き込まれないよう、自覚ある行動をとるようにする。

第29条 保護者同伴でない生徒同士での飲食店、カラオケ店等への出入りは禁止とする。

第30条 危険箇所(海、川、池、送電線施設、鉄道等)への立ち入り、及び危険行為(火遊び・花火、遊泳禁止場所での遊泳、線路等への置き石、エアガン等の使用)は禁止とする。

第31条 交通事故に遭わないよう自覚ある行動(登下校のヘルメット着用、交通信号の遵守等)をとる。

第32条 高西中生徒としての自覚と責任を持ち、服装・身なり等には十分に留意する。

第33条 他の中学校への学校行事等への参加(運動会・文化祭等)は禁止とする。

(長期休業の過ごし方)

第34条 長期休業中は通常の学校生活のリズムとは異なるため、生活が不規則になりやすく、事故や問題行動が起こりやすい時期でもあることを自覚し、自らの行動には責任を持つなど有意義な時間が過ごせるようにする。

- (1) 目標設定や生活設計を行い、自らの生活リズムを大切に、規則正しい生活をする。
- (2) 自主的な学習計画を立て、確実に実践する。
- (3) 家族の一員として、家庭内の役割分担を積極的に行う。
- (4) 地域の一員として地域への貢献という視点を持ち、地域の諸活動へ積極的に参加する。
- (5) 部活動の目的、目標を達成するため、積極的に参加する。
- (6) (1)から(5)の事項についての詳細は、長期休業前に別途定める。

(自転車など交通安全)

第35条 自転車通学心得を守って安全な運転を心がける。

- (1) 安全運転ができるように、整備された自転車で通学する。学期に1度の自転車点検を実施し、改善箇所がある場合は、速やかに改善する。
- (2) 常に交通法規と交通マナーを守って通学する。坂乗車、並列、二人乗り、手放し、無灯火、傘差し運転は禁止とする。

- (3) 登下校時(土日・祝日等の部活動)は必ずヘルメットを着用する。
- (4) 校内の定められた場所に自転車を整理して置き、校庭に乗り入れない。
- (5) 自転車通学の許可がない者が、登下校時(部活動含)などに乗車した場合及び、校外への無断放置が発覚した場合は、1週間の学校保管とする。

- 第36条 自転車通学の条件を、次のように定める。
- ・第36条(1)～(6)を遵守できる生徒
 - ・別紙「自転車通学のきまり」の生徒に限り自転車通学を認める。
 - ・健康やその他の特別な事情のある生徒

第4章 自然災害に関すること

(警報等発令時の対応)

- 第37条 午前6時の段階で、尾道市に「特別警報」及び「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「波浪警報」「高潮警報」のうち1つでも発令されていた場合は自宅待機とする。また、午前11時の段階で発令が解除されない場合は、臨時休校とする。
- 第38条 自然災害等で休校になった場合には、外出することはせず、指定された各教科の課題に取り組むとともに、家庭学習を充実させること。

第5章 不審電話・不審者に関すること

(不審電話への対応)

- 第39条 不審電話への対応は、次のようなことに留意し、適切に対応するとともに、被害を拡大させないように気をつける。また、不審電話があった場合は、必ず学校に連絡する。
- (1) 保護者が在宅の場合は、すぐに電話をかわる。
 - (2) 保護者が不在の場合は、「わかりません」「学校に聞いてください」等の対応をし、質問に応えないようにする。

(不審者への対応)

- 第40条 不審者への対応は、次のようなことに留意し、適切に対応するとともに、被害を拡大させないように気をつける。また、未然防

止を心がけ、不審者に遭遇した場合には、必ず学校に連絡する。

- (1) 複数での登下校を行うこと。
- (2) 子ども110番の家等を事前に把握しておく。
- (3) 防犯ブザー等を持参しておく。

第6章 特別な指導に関すること

(対象となる問題行動例)

第42条 社会で許されないことは、学校においても許されないとの認識に立ち、次の問題行動を起こした生徒に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ①飲酒・喫煙行為
 - ②暴力・威圧・強要行為
 - ③建造物・器物破損
 - ④窃盗(万引き・自転車盗等)
 - ⑤性に関する問題行動
 - ⑥薬物等乱用
 - ⑦交通違反
 - ⑧暴走族等への加入
 - ⑨バイク等免許の必要なものの運転
 - ⑩刃物等所持
 - ⑪その他、法令・法規に違反する行為
 - ⑫いじめ
- (2) 本校の「きまり」などに違反する行為
 - ①喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)
 - ②カンニング等の不正行為
 - ③家出および深夜徘徊
 - ④無断アルバイト
 - ⑤登校後の無断外出・無断早退
 - ⑥染色・脱色さらに特異な髪型等の身なり違反
 - ⑦指導に従わないなどの指導無視及び暴言
 - ⑧金銭、ゲーム機類等の貸し借り
 - ⑨携帯電話・通信機器に関わる問題
 - ⑩カッターナイフ等の持参
 - ⑪その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

※①～⑪における行為があった場合は、即時別室での指導を行うとともに、家庭との連携を図る。

②カンニング等の不正行為に係る指導及び対応は、特別な指導と同様に行い、点数等の措置については該当教科の点数をゼロ点とする。

(携帯電話に関すること)

第42条 携帯電話の学校への持ち込みは禁止とする。

第43条 携帯電話を校内外の教育活動に持参することは禁止とする。

第44条 携帯電話の学校への持ち込み、校内外の教育活動において所持・使用した場合は、家庭との連携を行い、1週間の学校保管とする。

(電子メディア・SNS等に関すること)

第45条 インターネット等の利用については「いつでも、どこでも、誰でも」必要な情報を知ることや、発信できる利便性と、危険性があることを踏まえ、情報モラル、ルール、マナー等を十分に理解し、被害防止、犯罪防止に努める。

第46条 家庭等でインターネット等(パソコン・スマートフォン等)を利用する場合については、「家庭のルール」を設け、安定した生活習慣を確保する。

(反省指導の内容)

第47条 反省指導の内容は、次のとおりとする。

- (1) 説諭・反省文
- (2) 学校反省指導(別室反省指導・奉仕活動等)
- (3) 家庭反省指導については、週休日及び休日を活用して実施することもある。

第48条 特別な指導では、必ず複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。

- (1) 特別な指導実施後は、担任・生徒指導主事等が保護者連絡を行う。
- (2) 特別な指導の際には、指導にあたった職員が時系列で記録をとる。
- (3) 特別な指導をした場合は、その後の生徒の様子を十分観察し、継続した指導にあたる。

(反省指導の実施)

第49条 反省指導の実施は、次のとおりとする。

- (1) 原則として学校反省とする。ただし、状況によっては家庭反省(保護者による説諭、出席停止等)を行う場合がある。
- (2) 学校反省は登校させて別室で行う。

①反省指導期間中にある定期テスト等は別室受験する。

②反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。

(反省指導の期間)

第50条 別室指導・奉仕活動の期間は、概ね1週間以内とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することもある。

(外部関係機関との相談・連携)

第51条 生徒指導規定第42条(1)及び(2)①③④⑧⑨⑩に関する特別な指導では、外部関係機関との相談・連携を行う場合がある。

2 外部関係機関とは、尾道市教育委員会、尾道警察署生活安全課、地元商店等を示す。

(いじめに関すること)

第52条 いじめを行ってはならない。

第53条 いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為も、いじめる行為と同様とみなす。

第54条 一人一人がかけがえのない存在であることを認識し、お互いの違いを認め合うこと。

第7章 試験に関すること

(定期試験及び各種試験について)

第55条 定期試験及び各種試験日に欠席をした場合の受験の在り方は、次の通りとする。

定期テスト

試験最終日翌日から3日間以内

※ただし、点数は、9割となる。

欠席理由によって最大限の配慮をする。

第8章 生徒指導規程の周知に関すること

(周知について)

第56条 生徒を対象とする全校集会等や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などで直接説明を行う。また、ホームページ等で公開する。

必要に応じて、家庭訪問等を通して説明を行う。

第9章 タブレットに関すること

(タブレットの規程について)

第57条 タブレット(クロムブック)を使うときのルールは次のとおりとする。

- (1) 先生の許可のもと、先生の指示に従って使用する。
- (2) 学習に必要な以外の行動をしない。(授業に関係のない検索や動画の視聴、ゲーム等を含む。)
- (3) アカウントやパスワードを他の人に教えない。人のアカウントを使って操作をしない。
- (4) 個人情報(住所や電話番号等)を掲載しない。また、相手を傷つけたり不快な気持ちにさせたりする書き込みをしない。
- (5) 使うときは、両手で持つなど、傷つけないよう細心の注意をする。
- (6) 壊してしまった場合は、その理由・程度によって指導・弁償の対象とする。

付則

令和4年4月1日に改訂する。